

1. 条例制定を目指す背景及び目的

背景

【自転車の活用】

- 本市は、全体として平坦な地形であり、自転車を日常的に利用しやすく、また、自転車で巡る地域資源に恵まれている。
- 社会環境の変化とともに、市民のライフスタイルも大きく変化し、かつ多様化が進んでいる中で、自転車は、その種類や利用目的の多様化とともに幅広い世代で利用されている。
- 環境への負荷が少なく、健康を増進し、地域の活性化に貢献しうるなどの特性を持つ自転車は、その有用性が見直されつつある。
- 自転車は、様々な技術の発展とともに今後さらなる進化の可能性を秘めており、本市が成熟した都市を目指したまちづくりを進めていく上で、様々な分野の施策で積極的に取り込み、活用すべき移動手段の一つである。

【自転車の安全利用】

- 自転車に関連する重大な事故が発生している。
- 自転車利用環境の整備とともに、ルール遵守について一層の取組が必要である。
- 歩行者、自転車利用者、自動車運転者が道路を安全かつ快適に利用できるよう、お互いを思いやり、理解を深め合うため、マナー向上等の取組を進めることが必要である。

目的

自転車に関わる多様な主体との連携の下、市民等の安全、快適かつ自発的な自転車利用をもって、将来にわたり、自転車を活用したまちづくりを総合的に進めるため、「千葉市自転車を活用したまちづくり条例」を制定する。

2. 条例（案）の特徴

本市の条例は、自転車を活用したまちづくりを【活用と利用促進】、【利用環境の整備】及び【交通安全の確保等】の3つで構成しており、自転車の安全利用だけでなく、自転車の活用と利用促進を図っていくことを特徴としている。

活用と 利用促進	自転車の特性を踏まえ、自転車をまちづくりの各分野に積極的に活用する。 →自転車を活用した施策の推進、市民による自転車の利用の推進 など
利用環境の 整備	多様な主体と連携し、自転車利用環境の向上を図る。 →国等と連携した自転車走行環境の整備、事業者と連携した自転車駐車場の設置 など
交通安全の 確保等	多様な主体と連携し交通安全教育を進め、各主体の遵守事項及び役割を明らかにする。 →国、県等と連携した自転車安全利用への教育及び啓発、自転車保険等への加入（努力義務） など

※罰則規定は設けない

自転車を活用したまちづくりの将来像

- ◇人々が、自ら自転車を賢く活用し、便利で、健やかに、心豊かな生活を楽しむことができる“まち”
- ◇歩行者、自転車利用者、自動車運転者が互いに思いやり、安全で、快適に移動できる“まち”

※今後、計画を策定していく中で位置づけていくことを検討する

千葉市自転車を活用したまちづくり条例（案）の概要

3. 条例（案）の体系等

		主な規定内容（資料2参照）
市の責務		<ul style="list-style-type: none"> • “自転車を活用したまちづくり”に関する計画を策定し、施策を総合的に推進 • 自転車の利用促進や安全利用に関する啓発等の実施
市民の役割		<ul style="list-style-type: none"> • “自転車を活用したまちづくり”の理解と関心を深めるとともに、自ら参画
自転車を活用したまちづくり	活用と利用促進	<ul style="list-style-type: none"> • 市は市民等と連携し、自転車を活用した施策を推進 • 市及び事業者等は、自転車の特性等を周知及び啓発 • 市民による利用の推進 • 事業者による利用の推進と促進
	利用環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> • 市は国等と連携し、自転車走行環境の整備を推進 • 市は事業者と連携し、自転車駐車場の設置 • 市は事業者等と連携し、利便性向上のための環境の整備
	交通安全の確保等	<ul style="list-style-type: none"> • 市は国、県等と連携し、自転車安全利用への教育及び啓発 • 自転車利用者、自動車運転者、歩行者の遵守事項 • 自転車小売業者等、保護者等、教育機関、事業者、関係団体の役割 • 自転車保険等への加入【努力義務】
推進体制等		<ul style="list-style-type: none"> • 推進組織の構築 • 人材育成 • 表彰

4. 今後のスケジュール

- | | |
|----------|-------------------------------|
| 平成28年11月 | パブリックコメント手続きの実施（11月2日～12月2日） |
| 平成29年 1月 | パブリックコメント手続きでの意見の集約と、市の考え方の公表 |
| 2月 | 平成29年第1回定例会 条例案提出 |